



問い合わせ  
市民生活課 保険係  
☎207~209

## 介護保険制度施行に伴う

# 国民健康保険の変更点

**■四十歳以上の人が介護保険に加入します**  
介護保険制度の開始に伴い、国民健康保険制度が改正されました。介護保険制度では六十五歳以上の人を第一号被保険者、四十歳以上六十四歳までの人を第二号被保険者として区分し、それぞれ別々の方法で保険料(税)を納めます。  
第一号被保険者については、加入医療保険の保険料(税)とは別に、年金からの天引き、もしくは納付書による個人徴収で介護保険料を納めます。第二号被保険者については、各保険者が徴収して納めなければならぬため、加入医療保険料と異なる算出方法で計算され、それぞれの加入医療保険の保険料(税)に上乗せして徴収されます。

### 40歳以上の人が介護保険の被保険者です

- 40歳から64歳(第2号被保険者)**
  - 平成12年4月1日に40歳以上の人は、平成12年4月分から納めます。
  - 40歳の誕生日の前日から第2号被保険者となります。
  - 平成12年4月2日以降に40歳の誕生日を迎える人は第2号被保険者としての資格を得た月の分から、介護保険料を納めます。
- 65歳以上の人(第1号被保険者)**
  - 65歳になる月から、第1号被保険者となります。

### 平成12年度 保険税納税カレンダー

期日	納期限	国民健康保険税 (第2号被保険者) +介護保険料	第1号被保険者の 介護保険料	期日	納期限	国民健康保険税 (第2号被保険者) +介護保険料	第1号被保険者の 介護保険料
	5月31日	○	×		10月31日	○	○
	6月30日	○	×		11月30日	○	○
	7月31日	○	×		12月28日	○	○
	8月31日	○	×		1月31日	○	○
	10月2日	○	×		2月28日	○	○

※1期から3期分までの国保の保険税額は、11年度分の保険税額を基にそれぞれの10分の1の割合で仮算定した暫定的なものです。11年中の所得が確定後、10期分まで再計算し、4期から本算定として課税されます。

**■五月に暫定賦課の納付書を送付します**  
五月中旬に、平成12年度の国民健康保険仮算定納税通知書をお送りします。これは、十一年度分の保険税額を基に、仮算定した暫定的なものです。  
正式な国民健康保険と介護保険の賦課金額については、八月に本算定を行って決定し、八月中旬に納付書を送付してお知らせします。

## 保険税の納付、忘れずに。

**■滞納者対策も制度が改正されました**  
滞納者対策についても制度改正が行われました。  
白根市では平成十年八月に策定した白根市国民健康保険被保険者資格証明書等取扱要綱に基づき、一定額以上の滞納額のある世帯には短期被保険者証の発行を行うことにより、納税に対する理解を求めてきました。四月一日以降は、保険税納期限から一年が経過しても滞納金額がある場合は被保険者証を返還してもらい、被保険者資格証明書(医療機関に医療費の全額をいったん支払い、後日市役所に申請することにより保険給付額(医療費の七割もしくは八割)の返

還を受けるもの)の交付を行います。また、納期限後一年六カ月を経過しても滞納額の改善が見られない場合は、保険給付額(医療費の七割もしくは八割)の全額または一部の差し止めを行うこととなります。さらに改善が見られない場合は、一時差止の保険給付額から滞納保険税を控除します。

**■国保は保険税に支えられています**  
保険税を滞納する人が増えると、保険税の支え合いのしくみが成り立たなくなり、国保の運営が出来なくなってしまうと、家族の暮らしと健康を守る、保険税を忘れずに納めましょう。

### 理由もなく保険税を滞納すると

- ① 保険証を返してもらいます。
- ② 保険証の代わりに、被保険者資格証明書を交付します。医療機関の窓口でこれを提出します。診療費はいったん全額自己負担となりますが、申請により自己負担のうち保険診療相当分(7割または8割)が払い戻されます。また、保険税が完納された場合などは、保険証が再交付されます。
- ③ 国保の給付(高額療養費、出産育児一時金など)が差し止めになります。
- ④ 財産の差し押さえなどの処分を受けます。



※介護保険制度上でも同様な措置が取られます。

### 第1号被保険者



65歳以上の人

介護保険料は保険税とは別に、被保険者一人ひとりが納めます。

白根市の介護保険料の基準額は月額2,800円です。本人や世帯の所得、課税状況によって、一人ひとり保険料が異なります。

#### ▼65歳以上の人の介護保険料の算定基準法

対象となる人	計算の方法	保険料月額
・生活保護被保護者 ・高齢福祉年金受給者 (市民税非課税世帯)	基準額×0.5	1,400円
世帯全員が市民税非課税	基準額×0.75	2,100円
本人が市民税非課税	基準額	2,800円
本人が市民税課税で合計所得金額が250万円未満の人	基準額×1.25	3,500円
本人が市民税課税で合計所得金額が250万円以上の人	基準額×1.5	4,200円

### 65歳以上の人の介護保険料は平成13年9月まで軽減されます

65歳以上の人の介護保険料については、平成12年4月から9月までは徴収されません。また、平成12年10月から13年9月までは、基準となる金額の半額に軽減されます。

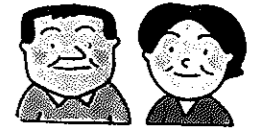
### 保険料の納め方

月額15,000円以上の年金を受けている人の介護保険料は、年金からの天引きとなります。年金は2カ月に1回の支給ですので、介護保険料も1回に2カ月分を納めます。それ以外の方は、納付書や口座振替により納めることになります。



**ご注意ください** 第2号被保険者の介護保険料は国民健康保険税と同様に、世帯主が納付の義務者です。世帯主が職場の医療保険に加入していても、家族に40~64歳の国保加入者がいれば、世帯主に国民健康保険税と介護保険料の納付義務があります。

### 第2号被保険者



40歳から64歳までの医療保険に加入している人

介護保険料分を上乗せし、保険税として世帯主と一緒に納めます。

■国民健康保険に加入している人

(介護保険料分) = 所得割 + 均等割

所得割	平成11年所得の合計×0.77%
均等割	40~64歳の人一人につき年額7,600円

世帯の合計が70,000円を超えた場合は、70,000円となります。

上記の計算方法により、白根市の介護保険料分は一人当たり年額平均14,000円程度となる見込みです。

(国民健康保険税分) = 所得割 + 資産割 + 均等割 + 平等割

所得割	平成11年所得の合計×6.1%
資産割	平成12年度の土地家屋に係る固定資産税額×17%
均等割	加入者一人につき年額22,200円
平等割	加入世帯一世帯につき年額27,700円

世帯の合計が530,000円を超えた場合は、530,000円となります。

国民健康保険税530,000円に介護保険料分70,000円を合わせた600,000円が、年間賦課限度額となります。

■社会保険や共済保険などに加入している人

社会保険や共済保険に加入している人の介護保険料分は、加入している医療保険の算定方法により決定されます。

■国民健康保険に加入している人

国民健康保険税の介護保険料分は、一括して世帯主が納めます。

■社会保険や共済保険などに加入している人

社会保険や共済保険などに加入している人の介護保険料分は、給料から一括して納めます。